

鹿児島県手数料徴収条例（抄）

〔平成12年3月28日
条例 第11号〕

〔改正〕令和元年12月24日第22号

鹿児島県手数料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、別に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第2条 県は、特定の者のためにする事務については手数料を徴収する。

2 県が手数料を徴収する事務、当該手数料の名称及びその金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 手数料の金額については、別表第1の金額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、他のものについては1件についての金額とする。

（指定機関に納める手数料）

第3条 別表第2の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる者（以下「指定機関」という。）に行わせることとした場合は、当該事務に係る手数料は、当該指定機関に納めなければならない。

2 前項の規定により、指定機関に納められた手数料は、当該指定機関の収入とする。

（手数料の減免）

第4条 知事は、災害その他特別な理由があると認めた場合は、別に定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の返還）

第5条 既に納められた手数料は、返還しない。ただし、知事が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（罰則）

第6条 偽りその他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別表第1（第2条関係）

総務部・企画部・PR・観光戦略部・環境林務部・くらし保健福祉部
商工労働水産部・農政部・危機管理防災局・教育長・選舉管理委員会事務局・警察本部

} 略

<p>土木部（抄）</p> <p>2 和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する申請又は法第8条第2項の規定に基づく審査を受ける建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる建物金額。ただし、当該建築物がコからシまでに掲げる建築物に該当する場合にあっては、アからケまでに掲げる建物金額にコ、サ又はシに掲げる額をそれぞれ加えた金額</p>	<p>ア 床面積が30平方メートル以内のもの 7,600円 イ 床面積が30平方メートルを超えて100平方メートル以内のもの 13,000円</p>	<p>ウ 床面積が100平方メートルを超えて200平方メートル以内のもの 20,000円 エ 床面積が200平方メートルを超えて500平方メートル以内のもの 28,000円 オ 床面積が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの 48,000円 カ 床面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの 71,000円 キ 床面積が2,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの 207,000円 ク 床面積が10,000平方メートルを超えて50,000平方メートル以内のもの 311,000円 ケ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 331,000円</p>	<p>コ 法第6条の3第1項に付し書又は第18条第4項に付し書の規定に基づく審査をする建築物</p>	<p>(f) 床面積が1,000平方メートル以内のもの 89,000円 (g) 床面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの 113,000円 (h) 床面積が2,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの 119,000円 (e) 床面積が10,000平方メートルを超えて50,000平方メートル以内のもの 160,000円 (f) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 297,000円 サ 法第87条の4の昇降機を設ける建築物(シに掲げる建築物を除く。) 昇降機1基につき11,000円 (小荷物専用昇降機にあっては、6,600円) シ 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける建築物 昇降機1基につき7,200円 (小荷物専用昇降機にあっては、4,500円)</p>
<p>(2) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する申請又は法第8条第2項の規定に基づく建築物に関する申請又は計画通知手続における完了検査を受けてないものの及び特定工事を含む建築物以外の建築物</p>	<p>ア 法第7条の3第1項に規定する特定工程(以下この項において「特定工程」という。)を含む建築物で中間検査を受けてないものの及び特定工事を含む建築物</p>	<p>建築物完了検査申請又は計画通知手続における完了検査を受けるもの</p>	<p>ア 法第7条の3第1項に規定する特定工程(以下この項において「特定工程」という。)を含む建築物で中間検査を受けてないものの及び特定工事を含む建築物</p>	<p>建築物完了検査</p>	

数学

に対する審査

(2)の2 法第7条の3第1項 の規定に基づく建築物に 関する中間検査の申請又は計 画通知に関する中間検査手 数料	(7) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 415,000円 床面積が30平方メートル以内のもの 13,000円 床面積が30平方メートルを超えて100平方メートル 以内のもの 16,000円 床面積が100平方メートルを超えて200平方メートル 以下のもの 23,000円 床面積が200平方メートルを超えて500平方メートル 以下のもの 28,000円 床面積が500平方メートルを超えて1,000平方メー トル以内のもの 49,000円 床面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メー ートル以下のもの 66,000円 床面積が2,000平方メートルを超えて10,000平方メー ートル以下のもの 147,000円 床面積が10,000平方メートルを超えて50,000平方 メートル以下のもの 222,000円 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 408,000円	5号に規定する道路の位 置の指定(位置の指定を 受けた道路の変更及び施 工を含む。)を受けてい る旨の証明書の発行	5号に規定する道路の位 置の指定(位置の指定を 受けた道路の変更及び施 工を含む。)を受けてい る旨の証明書の発行	
(3) 法第7条の6第1項第1 号及び第2号 法第87条 の4又は第88条第2項に おいて準用する場合を含 む。)又は第18条第24項 第1号及び第2号の規定 に基づく仮使用の認定の 申請に対する審査	検査済証 交付前建 築物等仮 使用認定 申請手数 料	121,000円	(4) 法第43条第2項第1号 の規定に基づく建築に關 する特例の認定の申請に 対する審査	27,000円
(3)の2 法第12条第8項に 規定する台帳に記載され ている事項に係る証明書 の発行	建築確認 台帳記載 事項証明 手数料	1枚につき410円	(5) 法第41条第1項第2号 の規定に基づく建築に關 する特例の許可の申請に 対する審査	34,000円
(3)の3 法第15条第1項の 規定による建築物を建築 しようとする旨の届出が 行われた旨の証明書の発 行	建築工事 届出証明 手数料	1枚につき410円	(6) 法第44条第1項第3号 の規定に基づく建築に關 する特例の認定の申請に 対する審査	27,000円
(3)の4 法第42条第1項第 5号の規定に基づく道路 の位置の指定(位置の指 定を受けた道路の変更及 び禁止を含む。)の申請 に対する審査	道路の位 置指定申 請手数料	50,000円	(7) 法第44条第1項第4号 の規定に基づく建築に關 する特例の許可の申請に 対する審査	162,000円
(3)の5 法第42条第1項第 1項の位 置の指 定に基 づく建 築物を建 築する旨 の届出が 行われた旨 の証明書の発 行	壁面線外 建築特例 許可申請 手数料	1枚につき410円	(8) 法第44条第1項に 定められたし書の規 定に基づく建築に關する 特例の許可の申請に對 する審査	162,000円
			(9) 法第43条第1項に 定められたし書、第3 項に定められたし書、第 5項に定められたし書、 第6項に定められたし書、 第7項に定められたし書、 第8項に定められたし書	181,000円

	書、第9項ただし書き、第11項ただし書き、第12項ただし書き、第13項ただし書き又は第14項ただし書き（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等に関する特例の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物の用途地域内建築等の特例許可申請手数料	121,000円	(9) 法第48条第15項第1号の規定に基づく建築等に関する特例の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物の用途地域内建築等の特例許可申請手数料	121,000円	(9) 法第48条第16項第1号の規定に基づく建築等に関する特例の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物の用途地域内建築等の特例許可申請手数料	121,000円
				(10) 法第51条第10項第2号の規定に基づく建築等に関する特例の許可の申請に対する審査	日常生活中に必要な建築物の用途地域内建築等の特例許可申請手数料	141,000円	(10) 法第51条第10項第3号の規定に基づく建築等の敷地位置特例許可申請手数料	特殊建築等の敷地位置特例許可申請手数料	160,000円
				(11) 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率特例許可申請手数料	建築物の容積率特例許可申請手数料	162,000円	(11) 法第52条第1項又は第5項の規定に基づく建築物の容積率特例許可申請手数料	建築物の容積率特例許可申請手数料	162,000円
				(12) 法第53条第1項又は第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限特例等許可申請手数料	建築物の建ぺい率制限特例等許可申請手数料	34,000円	(12) 法第53条第1項又は第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限特例等許可申請手数料	建築物の建ぺい率制限特例等許可申請手数料	34,000円
				(13) 法第59条第1項の規定に基づく建築物の容積率にに基づく特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率に基づく特例の許可申請手数料	162,000円	(13) 法第59条第1項の規定に基づく建築物の容積率等に基づく特例の許可申請手数料	建築物の容積率等に基づく特例の許可申請手数料	162,000円
				(14) 法第59条第1項の規定に基づく建築物の高さ特例認定申請手数料	建築物の高さ特例認定申請手数料	162,000円	(14) 法第59条第1項の規定に基づく建築物の高さ特例認定申請手数料	建築物の高さ特例認定申請手数料	162,000円
				(15) 法第59条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さに関する特例の認定申請手数料	162,000円	(15) 法第59条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さに関する特例の認定申請手数料	162,000円
				(16) 法第56条第2項第1項たゞし書の規定に基づく建築物の高さ特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さ特例の認定申請手数料	162,000円	(16) 法第56条第2項第1項たゞし書の規定に基づく建築物の高さ特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さ特例の認定申請手数料	162,000円
				(17) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さ特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さ特例の許可申請手数料	162,000円	(17) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さ特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さ特例の許可申請手数料	162,000円
				(18) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区内の建築物の容積率等に基づく特例の許可申請手数料	高度利用地区内の建築物の容積率等に基づく特例の許可申請手数料	162,000円	(18) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区内の建築物の容積率等に基づく特例の許可申請手数料	高度利用地区内の建築物の容積率等に基づく特例の許可申請手数料	162,000円
				(19) 法第55条第1項の規定に基づく高度利用地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外による審査	高度利用地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外による審査	162,000円	(19) 法第55条第1項の規定に基づく高度利用地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外による審査	高度利用地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外による審査	162,000円
				(20) 法第59条第2項第1項の規定に基づく建築物の容積率に広い空地	建築物の容積率に広い空地	162,000円	(20) 法第59条第2項第1項の規定に基づく建築物の容積率に広い空地	建築物の容積率に広い空地	162,000円

(略)の2 法第68条の5の6	地区計画 等区域内の建築物の建ぺい率に関する制限の適用 除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	申請手数料 に係する特例の許可の申請手数料に係する審査	申請手数料 に係する特例の許可の申請手数料に係する審査
(略)の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を除く。において同じ。)	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。)			
(略)の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を除く。において同じ。)	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 220,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の3 法第86条の2 第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 78,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 78,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 78,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 78,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の2 法第86条の2 第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 220,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 220,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の3 法第86条の2 第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 220,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 220,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	121,000円	申請手数料 仮設興行場等建築の容積率特例許可申請手数料	申請手数料 仮設興行場等建築の容積率特例許可申請手数料	申請手数料 仮設興行場等建築の容積率特例許可申請手数料
(略)の2 法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	162,000円	申請手数料 1年を超えて使用する仮設興行場等建築の容積率特例許可申請手数料	申請手数料 1年を超えて使用する仮設興行場等建築の容積率特例許可申請手数料	申請手数料 1年を超えて使用する仮設興行場等建築の容積率特例許可申請手数料
(略)の3 法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 78,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 78,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1である場合 78,000円 前提とした総合的設計による建築物の数が2以上である場合 78,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の2 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1又は2である場合 220,000円 既存建築物の数が3以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の2 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1又は2である場合 220,000円 既存建築物の数が3以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			
(略)の2 法第86条第3項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額	既存建築物 (既存建築物を除く。において同じ。) の数が1又は2である場合 220,000円 既存建築物の数が3以上である場合 220,000円に1 超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を 加えた金額			

		許可の申請に対する審査 外請可申請手数料		
⑥の2 法第86条の8第1項の規定に基づく増築等を2以上上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	増築等を2以上上の工事に分けて行う建築物の工事の全体制計画認定申請手数料	28,000円	③の7 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への用途の変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	162,000円
⑥の3 法第86条の8第3項の規定に基づく増築等を2以上上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	増築等を2以上上の工事に分けて行う建築物の工事の全体制計画変更認定申請手数料	28,000円	④ 法第87条の4において準用する法第6条第1項前段の規定に基づく建築設備に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	ア 小荷物専用昇降機 6,600円 イ ア以外の建築設備 11,000円
⑥の4 法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更を2以上上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	用途の変更を2以上上の工事に分けて行う建築物の工事の全体制計画認定申請手数料	27,000円	⑤ 法第87条の4において準用する法第6条第1項後段の規定に基づく建築設備に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	ア 小荷物専用昇降機 4,500円 イ ア以外の建築設備 8,000円
⑥の5 法第87条の2第2項の規定において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく用途の変更を2以上上の工事に分けて行う建築物の工事に分けて行う建築物の工事の全体制計画変更認定申請手数料	用途の変更を2以上上の工事に分けて行う建築物の工事の全体制計画変更認定申請手数料	27,000円	⑥ 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	ア 小荷物専用昇降機 11,000円 イ ア以外の建築設備 16,000円
⑥の6 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への用途の変更に関する制限の適用除外に係る	興行場等への用途の変更認定申請手数料	121,000円	⑦ 法第85条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項前段の規定に基づく工作物に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	11,000円
			⑧ 法第85条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項後段の規定に基づく工作物に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	6,900円
			⑨ 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項後段の規定に基づく工作物に係る許可の申請に対する審査 外請手数料	13,000円

		了査申 請又は計 画通知完 了検査完 成手数料	付手数料	許証再交 付手数料
7	租税特別措置法(昭和32年法律第36号)、以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ヘ、又は第33条第3項第5号イに基づく優良な住宅地の供給に寄与するものであることの認定の申請に対する審査 (2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第5号ニ又は第63条第3項第6号に基づく優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定の申請に対する審査 (3) 政令第20条の第13項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 (4) 政令第25条の第17項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 (5) 政令第25条の第17項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 (6) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく建築士事務所の登録手数料	ア 0.1~クタール以上0.3~クタール未満の宅地の造成認定 イ 0.3~クタール以上0.6~クタール未満の宅地の造成 ウ 0.6~クタール以上1~クタール未満の宅地の造成 エ 1~クタール以上3~クタール未満の宅地の造成 オ 3~クタール以上6~クタール未満の宅地の造成 カ 6~クタール以上10~クタール未満の宅地の造成 キ 10~クタール以上の宅地の造成 ア 100平方メートル未満の住宅の新築 6,200円 イ 100平方メートル以上500平方メートル未満の住宅の新築 8,600円 ウ 500平方メートル以上2,000平方メートル未満の住宅の新築 13,000円 エ 2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の住宅の新築 35,000円 オ 10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の住宅の新築 43,000円 カ 50,000平方メートル以上の住宅の新築 58,000円 ア 31,000円 イ 33,000円 ウ 24,000円 エ ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 オ 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それ カ それ当該区分に掲げる金額	
3	建築士法(昭和25年法律第202号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 法第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の登録を受けている旨の証明書の発行 (2) 法第19条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 (3) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録 (4) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 (5) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく建築士事務所の登録手数料 (6) 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付	24,400円 18,500円 15,000円 10,000円 1枚につき410円 1枚につき410円 5,900円 5,900円	付手数料
				付手数料

(イ) 0.1ヘクタール未満	12,000円	円	(イ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000円
(ア) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	25,000円	円	(ア) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	870,000円
(イ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	46,000円	円	(イ) 6ヘクタール以上1ヘクタール未満	175,000円
(ア) 0.3ヘクタール以上3ヘクタール未満	89,000円	円	(ア) 1ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000円
(イ) 10ヘクタール以上	303,000円	円	(イ) 1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	132,000円
イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設のために供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それ ぞれ当該区分に掲げる金額	34,000円	円	(ア) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	16,000円
(ア) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	68,000円	円	(ア) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円
(イ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	123,000円	円	(ア) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満	270,000円
(ア) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	340,000円	円	(イ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	89,000円
ウ その他の開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それ ぞれ当該区分に掲げる金額	132,000円	円	(ア) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	196,000円
(イ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	196,000円	円	(ア) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	200,000円
(ア) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満	390,000円	円	(イ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000円

請手数料	建設の用に供する目的で行う開発行為であつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,300円 イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工事の建設の用に供する目的で行う開発行為であつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 3,200円 ウ その他の開発行為 18,000円	
(8) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写し 交付手数料 480円	
(9) 省令第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する書面の交付	開発行為又は建築に関する書面の証明書等 交付手数料 480円	
14 密集市街地における防災街区の整備のための整備の実施に係る審査に係る審査料	法第116条第3項の規定に基づく建築物の敷地・道路との関係の特例の許可の申請に対する審査料 161,000円 ア 法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく住宅をなす建築物の住戸数の区分に応じ、それを当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)において「基本額」という。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準規則に定める認定申請書を添付する場合を除く。) ウ その他のもの 909,000円 エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく建築物の住戸数の区分に応じ、それを当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)において「基本額」という。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準規則に定める認定申請書を添付する場合を除く。) オ その他のもの 814,000円	
14の4 長期優良住宅の普及促進に関する事務	(1) 法第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅の認定申請に対する審査料 (平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。) ア 法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく建築物の住戸数の区分に応じ、それを当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)において「基本額」という。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準規則に定める認定申請書を添付する場合を除く。) ウ その他のもの 909,000円 エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく建築物の住戸数の区分に応じ、それを当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)において「基本額」という。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準規則に定める認定申請書を添付する場合を除く。) オ その他のもの 814,000円	

請手数料	に同項の(1)のサ又はシに掲げる額を加えた金額と同一の額(以下この項の(1)及び(2)において「加算額」という。)をそれぞれ加えた金額
(6) 住宅の戸数が1戸のもの	(ア) 住宅の戸数が1戸のもの a 新築のものの 9,300円 b その他のもの 11,000円
(7) 住宅の戸数が1戸以下のもの	(イ) 住宅の戸数が1戸を超過5戸以下のもの a 新築のものの 23,000円 b その他のものの 27,000円
(8) 住宅の戸数が5戸を超える10戸以下のもの	(ロ) 住宅の戸数が5戸を超過10戸以下のもの a 新築のものの 41,000円 b その他のものの 50,000円
(9) 住宅の戸数が55戸を超える50戸以下のもの	(ハ) 住宅の戸数が10戸を超える25戸以下のもの a 新築のものの 75,000円 b その他のものの 166,000円
(10) 住宅の戸数が50戸を超える100戸以下のもの	(カ) 住宅の戸数が50戸を超える100戸以下のもの a 新築のものの 258,000円 b その他のものの 299,000円
(11) 住宅の戸数が355戸を超える50戸以下のもの	(キ) 住宅の戸数が355戸を超える50戸以下のもの a 新築のものの 142,000円 b その他のものの 325,000円
(12) 住宅の戸数が超える200戸以下のもの	(ク) 住宅の戸数が超える200戸以下のもの a 新築のものの 475,000円 b その他のものの 550,000円
(13) 住宅の戸数が超える300戸以下のもの	(ケ) 住宅の戸数が超える300戸以下のもの a 新築のものの 661,000円 b その他のものの 750,000円
(14) 住宅の戸数が3500戸を超えるもの	(メ) 住宅の戸数が3500戸を超えるもの a 新築のものの 814,000円 b その他のものの 909,000円

b その他のもの 1,760,000円	
(イ) 住宅の戸数が1戸を超える戸以下のもの	
b その他のもの 2,310,000円	
a 新築のもの 3,283,000円	
(ア) 住宅の戸数が2戸を超える戸以下のもの	
a 新築のもの 4,099,000円	
b その他のもの 5,801,000円	
(ア) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に付する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に付する審査 課手数料
(イ) 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定により建築基準規則に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額	変更認定申請合計戸数で除して得た金額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(2)において「基本額」という。)ただし、当該変更認定申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定により建築基準規則に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額
(カ) 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に付する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に付する審査 課手数料
(キ) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定地位承継の申請に対する審査 課手数料

(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円

(ア) 住宅の戸数が1戸を超えて5戸以下のもの
69,000円

(イ) 住宅の戸数が5戸を超えて10戸以下のもの
115,000円

(乙) 住宅の戸数が10戸を超えて25戸以下のもの
222,000円

(丙) 住宅の戸数が35戸を超えて50戸以下のもの
392,000円

(丁) 住宅の戸数が100戸を超えて200戸以下のもの
632,000円

(エ) 住宅の戸数が100戸を超えて300戸以下のもの
1,172,000円

(オ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの
1,636,000円

(カ) 住宅の戸数が1戸のもの
2,023,000円

ウ その他の場合

次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一建物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ該区分に属する金額を当該建築物における認定申請会計上区分して得た金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨れた金額。以下この項の(ウ)において「基本額」という。）ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準規則規定に適合するかどうかの検査を受けるよう申し出る場合には、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの

ア 新築のもの 50,000円

乙 その他のもの 73,000円

(イ) 住宅の戸数が1戸を超えて5戸以下のもの

ア 新築のもの 121,000円

乙 その他のもの 174,000円

(ウ) 住宅の戸数が5戸を超えて10戸以下のもの
ア 新築のもの 197,000円

乙 その他のもの 283,000円

(エ) 住宅の戸数が10戸を超えて25戸以下のもの
ア 新築のもの 394,000円

乙 その他のもの 561,000円

(オ) 住宅の戸数が35戸を超えて50戸以下のもの
ア 新築のもの 713,000円

乙 その他のもの 1,017,000円

(カ) 住宅の戸数が50戸を超えて100戸以下のもの
ア 新築のもの 1,239,000円

認定申請手数料基本額

(単位:円)

区分	適合証	延べ面積(m ²) ※2	戸数	新規 認定手数料	変更 認定手数料
非住宅	モデル建物法	有	300 未満	10,000	5,100
			300 以上 2,000 未満	29,000	14,000
			2,000 以上 5,000 未満	85,000	42,000
			5,000 以上 10,000 未満	133,000	66,000
			10,000 以上 25,000 未満	167,000	84,000
			25,000 以上	209,000	104,000
		無	300 未満	95,000	47,000
			300 以上 2,000 未満	155,000	78,000
			2,000 以上 5,000 未満	248,000	124,000
			5,000 以上 10,000 未満	323,000	161,000
			10,000 以上 25,000 未満	387,000	193,000
			25,000 以上	453,000	226,000
住宅	標準入力法他	有	300 未満	10,000	5,100
			300 以上 2,000 未満	29,000	14,000
			2,000 以上 5,000 未満	85,000	42,000
			5,000 以上 10,000 未満	133,000	66,000
			10,000 以上 25,000 未満	167,000	84,000
			25,000 以上	209,000	104,000
		無	300 未満	239,000	120,000
			300 以上 2,000 未満	384,000	192,000
			2,000 以上 5,000 未満	546,000	273,000
			5,000 以上 10,000 未満	671,000	336,000
			10,000 以上 25,000 未満	793,000	396,000
			25,000 以上	904,000	452,000
住宅	性能基準	有	戸建住宅	1	6,800
			300 未満	4	14,000
			300 以上 2,000 未満	15	26,000
			2,000 以上 5,000 未満	45	53,000
			5,000 以上	100	94,000
		無	戸建住宅	200 未満	1
			200 以上	1	43,000
			300 未満	4	78,000
			300 以上 2,000 未満	15	126,000
			2,000 以上 5,000 未満	45	209,000
			5,000 以上	100	297,000
					148,000
住宅	仕様基準モデルヘルエ住宅ギフ消費ア入能認法定	有	戸建住宅	1	6,800
			300 未満	4	14,000
			300 以上 2,000 未満	15	26,000
			2,000 以上 5,000 未満	45	53,000
			5,000 以上	100	94,000
		無	戸建住宅	200 未満	1
			200 以上	1	23,000
			300 未満	4	41,000
			300 以上 2,000 未満	15	66,000
			2,000 以上 5,000 未満	45	113,000
			5,000 以上	100	168,000

※1住宅と非住宅の複合建築物については、住宅部分の床面積に応じた金額と、非住宅部分の床面積に応じた金額の合計

※2共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により建築物の省エネ性能を算出した場合は、当該共用部分の床面積を除いた住戸部分のみの床面積

エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料

(単位:円)

区分	延べ面積(m ²)		新規 適合判定手数料	計画変更 適合判定手数料
モデル建物法		2,000 未満	155,000	78,000
	2,000 以上	5,000 未満	248,000	124,000
	5,000 以上	10,000 未満	323,000	161,000
	10,000 以上	25,000 未満	387,000	193,000
	25,000 以上		453,000	226,000
標準入力法他		2,000 未満	384,000	192,000
	2,000 以上	5,000 未満	546,000	273,000
	5,000 以上	10,000 未満	671,000	336,000
	10,000 以上	25,000 未満	793,000	396,000
	25,000 以上		904,000	452,000

軽微な変更証明手数料は、計画変更と同じです。

低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料

1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（法第54条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ・・・ 【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項により申出を行う場合のみ） ・・・ 【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ・・・ 【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合 : 区分「2」
- (3) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ : 区分「2」
 - ・住棟全体 : 区分「2」+「3」
- (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」

【表1】基本額

区分	対象建築物	延べ床面積	適合証有（※1）	左記以外
1	一戸建て住宅	標準 入力法	～ 200m ² 200m ² ～	39,000円 43,000円
		仕様基準	～ 200m ² 200m ² ～	21,000円 23,000円
	共同住宅等	標準 入力法	～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000m ² ～	14,000円 26,000円 53,000円 94,000円
		仕様基準	～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000m ² ～	41,000円 66,000円 113,000円 168,000円
3	非住宅建築物	モデル 建物法	～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000～ 10,000m ² 10,000～ 25,000m ² 25,000m ² ～	95,000円 155,000円 248,000円 323,000円 387,000円 453,000円
			～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000～ 10,000m ² 10,000～ 25,000m ² 25,000m ² ～	239,000円 384,000円 546,000円 671,000円 793,000円 904,000円
			～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000～ 10,000m ² 10,000～ 25,000m ² 25,000m ² ～	10,000円 29,000円 85,000円 133,000円 167,000円 209,000円
			～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000～ 10,000m ² 10,000～ 25,000m ² 25,000m ² ～	13,000円 20,000円 28,000円 48,000円 71,000円 207,000円
			～ 300m ² 300～ 2,000m ² 2,000～ 5,000m ² 5,000～ 10,000m ² 10,000～ 25,000m ² 25,000m ² ～	311,000円 531,000円
			昇降機	11,000円
	建築設備	小荷物昇降機	～ 300m ²	6,600円
			300m ² ～	11,000円

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

建築物	延べ床面積	手数料
	30m ² 以内	7,600円
	31～ 100m ²	13,000円
	101～ 200m ²	20,000円
	201～ 500m ²	28,000円
	501～ 1,000m ²	48,000円
	1,001～ 2,000m ²	71,000円
	2,001～ 10,000m ²	207,000円
	10,001～ 50,000m ²	311,000円
	50,001m ² ～	531,000円
建築設備	昇降機	11,000円
	小荷物昇降機	6,600円
工作物		11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

延べ床面積（※2）	加算額
30m ² 以内	89,000円
31～ 100m ²	89,000円
101～ 200m ²	89,000円
201～ 500m ²	89,000円
501～ 1,000m ²	89,000円
1,001～ 2,000m ²	113,000円
2,001～ 10,000m ²	119,000円
10,001～ 50,000m ²	160,000円
50,001m ² ～	297,000円

※2 2以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（法第55条関係）

- 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ・・・ 【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項を準用して申出を行う場合のみ） ・・・ 【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ・・・ 【表3】

- 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。（ただし、変更がない区分を除く。）

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合 : 区分「2」
- (3) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ : 区分「2」
 - ・住棟全体 : 区分「2」 + 「3」
- (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」

【表1】基本額

区分	対象建築物		延べ床面積	適合証有（※1）	左記以外
1	一戸建て住宅	標準入力法	～ 200m ²	3400円	19000円
			200m ² ～		21,000円
2	共同住宅等	標準入力法	～ 300m ²	6,800円	39,000円
			300 ～ 2,000m ²	13,000円	63,000円
			2,000 ～ 5,000m ²	27,000円	105,000円
3	非住宅建築物	モデル建物法	～ 300m ²	5,100円	47,000円
			300 ～ 2,000m ²	14,000円	78,000円
			2,000 ～ 5,000m ²	42,000円	124,000円
			5,000 ～ 10,000m ²	66,000円	161,000円
			10,000 ～ 25,000m ²	84,000円	193,000円
			25,000m ² ～	104,000円	226,000円
		標準入力法	～ 300m ²	5,100円	120,000円
			300 ～ 2,000m ²	14,000円	192,000円
			2,000 ～ 5,000m ²	42,000円	273,000円
			5,000 ～ 10,000m ²	66,000円	336,000円
			10,000 ～ 25,000m ²	84,000円	396,000円
			25,000m ² ～	104,000円	452,000円

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

	延べ床面積	手数料
建築物	30m ² 以内	7,600円
	31 ～ 100m ²	13,000円
	101 ～ 200m ²	20,000円
	201 ～ 500m ²	28,000円
	501 ～ 1,000m ²	48,000円
	1,001 ～ 2,000m ²	71,000円
	2,001 ～ 10,000m ²	207,000円
	10,001 ～ 50,000m ²	311,000円
	50,001m ² ～	531,000円
	昇降機	11,000円
建築設備	小荷物昇降機	6,600円
	工作物	11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

延べ床面積（※2）	加算額
30m ² 以内	89,000円
31 ～ 100m ²	89,000円
101 ～ 200m ²	89,000円
201 ～ 500m ²	89,000円
501 ～ 1,000m ²	89,000円
1,001 ～ 2,000m ²	113,000円
2,001 ～ 10,000m ²	119,000円
10,001 ～ 50,000m ²	160,000円
50,001m ² ～	297,000円

※2 2以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。